

●平成25年度 監査テーマ 外郭団体等の財務に関する事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【6】体育協会に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H30.4現在)	区分
11	体育協会所有の備品の実査を実施すべき 〔報告書78ページ〕	<p>所有する備品が不正に流用されたり紛失することを防ぐために備品台帳と現物との定期的な照合(実査)を実施することが求められる。</p> <p>しかしながら、体育協会は備品台帳と現物との定期的な照合について規程等の取り決めがないこともあり、実施していなかった。</p> <p>今回の監査において、備品台帳より任意にサンプルを抽出し現物との照合を行ったところ、備品1点(パソコン)についてすでに廃棄済みであり、現物がないにもかかわらず備品台帳に登載されたままであった。また、当該備品も含め備品台帳の購入金額欄に記載されていないものが散見された。</p> <p>このような廃棄処理漏れを早期に発見するためにも、今後定期的な実査を実施すべきである。また、この実査の実施についての規程等を整備すべきである。さらに、備品更新時の参考にするためにも、備品台帳の購入額欄の金額記載を徹底することが望まれる。</p>	体育協会 (スポーツ振興課)	<p>備品台帳と現物の照合を定期的実施し、廃棄備品の確認及び購入金額欄の記載を実施することとした。</p> <p>備品の取り扱いに関する規則についても、平成29年度末に備品の管理規程を制定した。</p>	措置・改善済
12	市貸与備品の実査を実施すべき 〔報告書78ページ〕	<p>枚方市物品管理規則第13条によれば、「物品管理者は、備品表示票、焼印、ペイントその他の方法により、その所管に係る物品について枚方市の物品である旨の表示をしなければならない」とされている。</p> <p>しかしながら、市所有の備品について網羅的な備品番号シールの貼付は為されておらず、備品台帳と現物との対応が不明確であった。また、備品台帳と現物との照合(実査)も実施していなかった。各備品に備品番号シールを貼付すべきである旨は平成21年度包括外部監査時にも指摘されているが、平成24年度に取得した渚市民体育館のランニングマシン1台(837,511円)についても備品番号シールの貼付が為されておらず、措置が不十分な状況である。</p> <p>備品台帳と現物との対応を明らかにし適切に備品管理するとともに、体育協会所有の備品との区別を明確にするためにも、備品番号シールの貼付を徹底すべきである。また、備品の実在性を確認するため、今後定期的な実査の実施について市は協定書へ明記し、体育協会は定期的な実査を実施すべきである。</p>	スポーツ振興課 体育協会	<p>備品台帳に基づき、平成28年度からは順次現物確認及び備品シールの貼り付けを実施することとした。市貸与備品と体育協会所有の備品との区別を明確にするためにも、継続して備品シールの貼り付けを行い、平成31年4月の指定管理手続きの際に、協定内容で備品台帳及び現物の定期的な実査実施について明記できるよう整備を終了した。</p>	措置・改善済

【8】市街地開発に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H30.4現在)	区分
20	積立金と未収積立金を整理すべき 〔報告書99ページ〕	<p>市街地開発は、今後の修繕に備えるとして、各区分所有者より回収した積立金を固定負債として114,889千円計上している。また、その未収部分については、流動資産の未収積立金として、3,140千円計上している。未収部分については、決算期末において、計算書類上、固定負債の積立金と流動資産の未収積立金を相殺した上で表示すべきである。また、積立金という勘定科目についても実質的には固定的な預り金であるため、固定負債の「長期預り金」として表示すべきである。</p>	市街地開発 (都市整備推進室)	<p>修繕積立金は、将来の設備更新や修繕に備えて区分所有者が積み立てているものであり、区分所有者の資産であることから、その残額は明確にしておくべきであるとの顧問税理士の見解を受け、「修繕積立金」及び「未収積立金」は個別の勘定科目として表示する。</p>	措置・改善予定なし